

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。
令和8年4月30日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局茨城県情報通信部長
坂口 正裕

記

1 公募に付する事項

本業務は、「多重無線装置」の修理であり、装置の製造者である株式会社東芝以外に、下記「2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が一人以上あった場合は、見積合わせを行うものとし、公募に参加する者がいない場合には、随意契約による契約手続きを行うことを予定している。

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 契約物品の修理において、全部若しくは大部分について、第三者（親会社及び子会社を除く。）に対する再委託は認めない（一部分について関東管区警察局茨城県情報通信部が認めたものを除く。）ので、修理に関する能力、技術及び設備を自社において有している者であること。

(7) 装置の製造者から、修理に必要な知的財産、技術情報等の提供を受けることができる旨の証明書を受領し提出すること。

3 公募手続等の問い合わせ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

茨城県水戸市笠原町978番6
関東管区警察局茨城県情報通信部通信庶務課経理係
電話番号 029-301-0110

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年5月14日（木） 17時15分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、関東管区警察局茨城県情報通信部担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

4 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5 その他

(1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(3) 資格等に関する書類は返還しない。

参加意思確認書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局茨城県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

代表者電話番号

事務担当者名

事務担当者電話番号

令和8年4月30日付けで公募公告のありました、「多重無線装置」の修理に係る参加意思確認書について、下記の書類を添えて申請します。

記

(例)

- ・ 資格審査結果通知書 (写)
- ・ 修理に必要な知的財産等の提供証明等